

# ○相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(昭和56年8月制定)

改正 平成 元年3月17日規則第3号 平成 9年9月 5日規則第7号  
平成16年5月28日規則第2号 平成23年3月25日規則第1号  
平成28年1月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(以下「㊟法」という。)及び相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年8月制定。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(し尿の処理申込)

第3条 相楽郡広域事務組合(以下「組合」という。)が行うし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする者は、し尿処理(汲取)登録申請書(第1号様式の1及び第1号様式の2)を所属の市町村長に提出しなければならない。

ただし、所属の市町村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 土地又は建物の占有者は、その住所を変更したとき、又は世帯構成人員に異動を生じたときは、直ちに変更又は異動届を所属の市町村長に届け出なければならない。

ただし、所属の市町村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(一般廃棄物の収集運搬の委託基準)

第4条 法第6条第3項の規定により、本組合が一般廃棄物の収集運搬を本組合以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第4条の規定に定めるところによる。

(収集、運搬及び処分の委託)

第5条 条例第5条によるし尿の収集、運搬及び処分の委託を受けようとする者は、し尿収集業務受託申請書(第2号様式)を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、申請書を受理したときは、その適否を審査し、適当と認めたときは申請者と協議のうえ、委託契約を締結(以下「受託者」という。)しその契約書を各1通保有するものとする。

(申請事項の変更等)

第6条 受託者は、前条による申請書に記載した事項を変更しようとするときは、受託申請変更届(第3号様式)を提出して代表理事の承認を受けなければならない。

2 受託者は、受託業務を休止し、又は受託契約を解除しようとするときは、その2か月前に委託業務廃止(休止)届(第4号様式)を代表理事に提出しなければならない。

(多量し尿の取扱)

第7条 条例第7条により運搬又は処分を命じることができる多量のし尿は、組合のし尿処理計画に支障があると認めた場合に代表理事が定めるものとする。

(処理業の許可の申請)

第8条 ㊦法第35条及び法第7条第1項の規定による浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（以下「処理業」という。）の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第5号様式の1）及び一般廃棄物処理業許可申請書（第5号様式の2）を代表理事に提出しなければならない。

(処理業の許可基準)

第9条 ㊦法第35条及び法第7条第1項の規定により処理業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。

(2) 一般廃棄物処理業にあつては、申請者が㊦法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を有する者であるとともに、法第7条第5項の規定に適合し、施行令第3条第1号に定められた事項を実施するために必要な人員、車両、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ業務を適確に遂行できる能力を有する者であること。

(3) 浄化槽清掃業にあつては、申請者が、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に定められた技術上の基準に適合しかつ同規則第3条に定められた清掃の基準を適確に遂行できる能力を有する者であること。

(許可証の交付等)

第10条 代表理事は、処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、許可証（第6号様式の1及び第6号様式の2）を交付する。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可業者は、許可証を亡失し、き損又は著しくは汚損したときは遅滞なくその旨を代表理事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証再交付申請書（第7号様式）を代表理事に提出しなければならない。

(許可申請事項の変更)

第11条 許可業者は、第8条の許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ代表理事に届け出てその承認を受けなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第12条 許可業者は、その業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、廃止し、又は休止しようとする日の15日前までに業務廃止（休止）届（第8号様式）を代表理事に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第13条 代表理事は、許可業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取消し、又は1月から6月までの範囲内で期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第9条に規定する基準に該当しなくなったとき。

(4) 正当な理由がなく1月以上業務の全部若しくは一部を休止したとき。

2 代表理事は、前項の規定により許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（第9号様式）又は業務停止命令書（第10号様式）により行うものとする。

(許可証の返還)

第14条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を代表理事に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取消されたとき。

(3) 処理業を廃止したとき。

2 許可業者は、前条第1項の規定により業務の全部の停止を命ぜられた場合又は第12条の規定により業務の全部を休止する場合は、許可証を一時代表理事に返還しなければならない。

(業務日報等の提出)

第15条 委託又は許可業者は、次に掲げる業務日報等をその期日までに代表理事に提出しなければならない。

(1) 委託業者にあつては、し尿くみ取り業務日報(第11号様式)を翌日

(2) 許可業者にあつては、浄化槽汚泥搬入証明書(第12号様式)を当日

(委託料及び手数料等の取扱い)

第16条 第5条の規定によるし尿の収集、運搬及び処分等の委託料の支払いは、組合が行う。

2 代表理事は、前月の委託者別及び市町村別の搬入実績を、翌月の10日までに市町村長に報告するものとする。

3 代表理事は、前項の報告に基づき、第1項に要した費用のうち、条例第9条第1号の規定により市町村が徴収したし尿処理手数料にかかる分を当該市町村長に請求するものとする。

4 市町村長は、前月の相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約(以下「事務委託規約」という。)第2条第3項により要した経費の額を、当該返還を受けたし尿くみ取り券を添付し、翌月の10日までに代表理事に請求するものとする。

5 代表理事は、前項の請求に基づき、事務委託規約第3条第1号により、当該経費を当該市町村に支払うものとする。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則(平成元年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年11月1日から適用する。

附 則(平成16年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現になされた許可、変更、決定その他の処分又は、申請、届出その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式の1

		番号			
(一般家庭) し尿処理(くみ取り)登録申請書					
住 所		大字 小字 番地の			
ふ り が な 世 帯 主					家族数 名
種 別 (該当事項に○印のこと)		一般住宅	アパート	寮	その他
使 用 の 便 槽 (○印のこと)		単独使用 箇所		共同使用 箇所	
便 槽 の 構 造		正方形	長方形	その他	
<p>以上につき、し尿処理願いたく相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第1項の規定により申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p>					
<p>備 考 (くみ取り業者名)</p>					

第1号様式の2

					番号	
(大口) し尿処理 (くみ取り) 登録申請書						
住 所		大字 小字 番地の				
事 業 所 名			便 槽		箇 所	
利 用 人 員						
種 別 (○印のこと)		学 校	工 場	アパート寮	商 店	その他
		浄 化 槽	容量		m <sup>3</sup> 人槽	箇所
<p>以上につき、し尿処理願いたく相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第1項の規定により申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p>						
<p>備 考 (くみ取り業者名)</p>						

第2号様式

し尿収集業務受託申請書				
平成 年 月 日				
相楽郡広域事務組合 代表理事 様				
申請者 住 所 氏 名 ⑩ TEL				
相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条の規定により、つぎのとおり申請します。				
1 申 請 者	事業所の所在地	電話 ( )		
	事業所の名称			
2 受 託 業 務	取扱汚物	し尿		
	業務種別	収集・運搬		
3 設 備 器 材	車庫	所在地	収容台数 台	
	車両	車種	台 数 台	
4 経 験	経験年数			
5 従 業 員	運転手  名	作業員  名	その他  名	合 計  名
6 作 業 能 力	し尿	1日平均		0

添 付 書 類

- 1 身分証明書
- 2 履 歴 書 (写真添付、6ヵ月以内のもの無帽・半身)
- 3 住 民 票
- 4 印鑑証明書
- 5 納税証明書
- 6 決算報告書
- 7 登記簿謄本
- 8 従業員名簿
- 9 保有車両簿 (写真添付)
- 10 収入印紙

し尿収集業務受託業者事業所の略図





従 業 員 名 簿

職 名	氏 名	住 所	生年月日	性 別	勤続年数	備 考

※ 職名は、運転手・作業員と記入する。

保 有 車 両 簿

車台番号	登録番号	車種	年式	積載量	購入年月日	車検年月日

第3号様式

受 託 申 請 事 項 変 更 届			
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">平成 年 月 日</div> <div style="margin-bottom: 10px;">相楽郡広域事務組合 代表理事 様</div> <div style="margin-bottom: 10px;">住 所</div> <div style="margin-bottom: 10px;">氏 名 <span style="float: right;">㊞</span></div> <div style="margin-left: 100px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     〔 法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称、代表者の氏名 〕                 </div> <div style="margin-top: 20px;">相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項の規定によりお届け します。</div>			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 月 予 日 定	平成 年 月 日		
変 更 理 由			

第4号様式

委 託 業 務 廃 止 ( 休 止 ) 届	
平成 年 月 日	
相楽郡広域事務組合 代表理事 様	
住 所	
氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>	
( 法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称、代表者の氏名 )	
相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第2項の規定により、次の とおりお届けします。	
廃止 ( 休止 ) する取扱 廃 棄 物 の 種 類	し 尿
収集・運搬及び処分の 別	収 集 ・ 運 搬 ・ 処 分
営 業 の 区 域	
廃止 ( 休止 ) 予定年月日	
廃止 ( 休止 ) する理由	
そ の 他	

平成 年 月 日

浄化槽清掃業許可申請書

受理年月日 平成 年 月  
受理番号 第 号

相楽郡広域事務組合  
代表理事 様

住所  
氏名 印

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 名称、所在地
  - ア 名称
  - イ 所在地
- 2 有資格者の住所、氏名
  - ア 技術上の資格（資格証明書の写を添付）
  - イ 住所
  - ウ 氏名
- 3 その他添付書類
  - ア 申請者の略歴書と代表者身元証明書
  - イ 従業員名簿
  - ウ 法人役員名簿
  - エ 設備、器材調書
  - オ その他管理者が必要と認める調書

浄化槽清掃業従業員名簿

職名	氏名	住所	生年月日	勤続年数	技術上の資格

平成 年 月 日

氏名



※ 職名は、従業員、事務員、技術者、運転手、作業員と記入する（重複する場合は、主たる業務の職名を記入する。）

※ 技術上の資格は、し尿1級、し尿2級、浄化槽と記入する。

浄化槽清掃業設備器材調書

平成 年 月 日  
氏 名 ⑩

1 汚泥の引出用車輛

車種	車番	年式	積載量 (kg)	月平均稼動 回数	車体の塗色	備考

2 設備、器材

浄化槽から生ずる汚泥の引出しに適する器具		
1	自吸式ポンプ	有 ( 台 ) ・ 無
2	その他 ( )	有 ( ) ・ 無
浄化槽の清掃を行うに適する器具		
1	温度計	有 ( 個 ) ・ 無
2	透視度計	有 ( 個 ) ・ 無
3	水素イオン濃度指数測定器具	有 ( 式 ) ・ 無
4	汚泥沈殿試験器具	有 ( 式 ) ・ 無
5	スカム及び汚泥厚測定器具	有 ( 式 ) ・ 無
6	パイプ	有 ( 本 ) ・ 無
7	スロット掃除器具	有 ( 式 ) ・ 無
8	ろ床洗浄器具	有 ( 式 ) ・ 無
9	その他 ( )	有 ( ) ・ 無

平成 年 月 日

一般廃棄物処理業許可申請書

受理年月日 平成 年 月  
受理番号 第 号

相楽郡広域事務組合  
代表理事 様

住所  
氏名 印

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名〕

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 名称、所在地
  - ア 名称
  - イ 所在地
- 2 その他添付書類
  - ア 使用車両（自動車検査証の写を添付）
  - イ 車庫等の所在地及び附近の見取図
  - ウ その他管理者が必要と認める調書



一般廃棄物処理業使用車両

平成 年 月 日  
氏 名 ㊞

車種	車番	年式	積載量 (kg)	使用目的	車体の塗色	備 考

(注)

- 1 車検証の写しを添付すること。
- 2 浄化槽清掃業設備器材調書の汚泥の引出し用車両で、収集運搬に使用するものも記入すること。
- 3 使用目的欄には、浄化槽「汚泥」か「脱水汚泥」の運搬か明記すること。

車庫と主たる事務所の所在地及び付近見取図

平成 年 月

氏 名

印

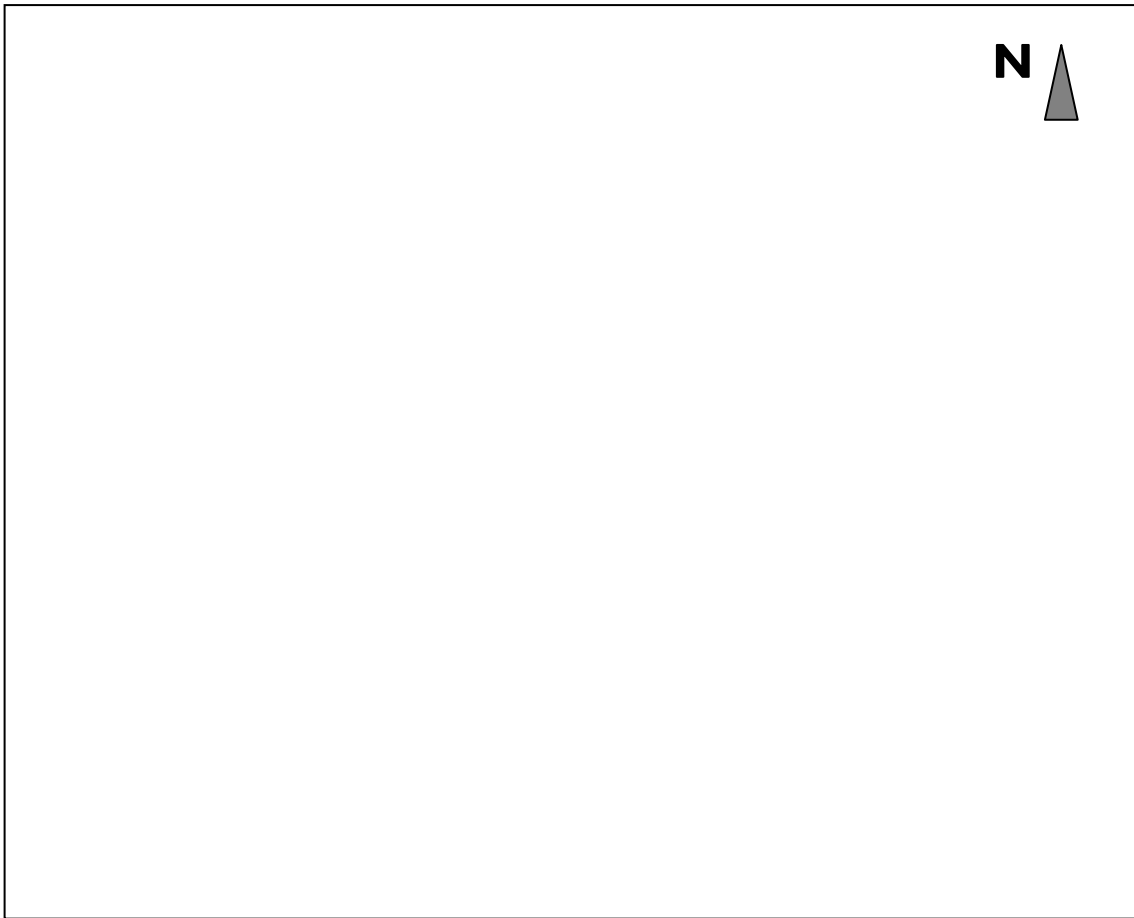
1 車庫の所在地

---

2 主たる事務所の所在地

---

3 付近見取図



※車庫等の位置に①、事務所の位置に②を記入する。

※付近見取図は、住宅地図の写しを添付すること。

相楽郡広域事務組合指令第 号

浄化槽清掃業許可証

住 所

氏 名

平成 年 月 日に申請のあった浄化槽清掃業については、次の  
とおり許可する。

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合  
代表理事

印

記

許可区分	浄化槽清掃業
許可の区域	
許可期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の条件	

相楽郡広域事務組合指令第 号

一般廃棄物処理業許可証

住所

氏名

平成 年 月 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、  
次のとおり許可する

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合  
代表理事

印

記

許可区分	一般廃棄物処理業（収集、運搬）
取扱廃棄物	浄化槽汚泥及び脱水ケーキ
許可の区域	
許可期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の条件	

平成 年 月 日

許可証再交付申請書

受理年月日 平成 年 月  
受理番号 第 号

相楽郡広域事務組合  
代表理事 様

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の職氏名 〕

平成 年 月 日付相楽郡広域事務組合指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業一般廃棄物処理業許可証を亡失（き損・汚損）したので、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第10条第3項の規定により、次のとおり申請いたします。

記

項 目	内 容
申請理由	

添付書類等

- 1 き損し、又は汚損した場合におつてはき指し、又は汚損した許可証
- 2 許可証再交付申請手数料

平成 年 月 日

業 務 廃 止 (休 止) 届

受理年月日 平成 年 月  
 受理番号 第 号

相楽郡広域事務組合  
 代表理事 様

住 所  
 氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の  
 所在地、名称、代表者の職氏名 〕

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第12条の規定に基づき、浄化槽清掃業一般廃棄物処理業業務の廃止（休止）を、次のとおり届出ます。

記

取扱廃棄物	
許可の区域	
廃止（休止） 予定年月日	
廃止（休止） 理 由	

備 考

添付書類

- 1 浄化槽清掃業許可証
- 2 一般廃棄物処理業許可証

相楽郡広域事務組合指令第

号

許 可 取 消 書

許可番号 指令第 号

住 所

氏 名

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の規定に基づき、次のとおり許可を取消す。

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合

代表理事

印

1 取消許可業

2 取消理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して15日以内に相楽郡広域事務組合代表理事に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を請求することができる。

相楽郡広域事務組合指令第

号

業 務 停 止 命 令 書

許可番号 指令第 号  
住 所  
氏 名

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命ずる。

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合  
代表理事 印

- 1 停止命令事項
- 2 停止期間
- 3 停止命令理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して15日以内に相楽郡広域事務組合代表理事に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を請求することができる。



第 1 1 号様式

し尿くみ取り業務日報

平成 年 月 日

業者名 \_\_\_\_\_

車 番	—	運転者名	
積載容量	ℓ	作業者名	

回数	収集区域		氏 名 (施設名)	搬 入 量	一般・公共 ・緊急別
	市町村名	区 名			
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急
				ℓ	公共・緊急

第12号様式

浄化槽汚泥搬入証明書

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合 様

業者名 \_\_\_\_\_

車 番	—	運転者名	
-----	---	------	--

区 域		氏 名	搬 入 量
市 町 村 名	区 域		
			ℓ
			ℓ
			ℓ